

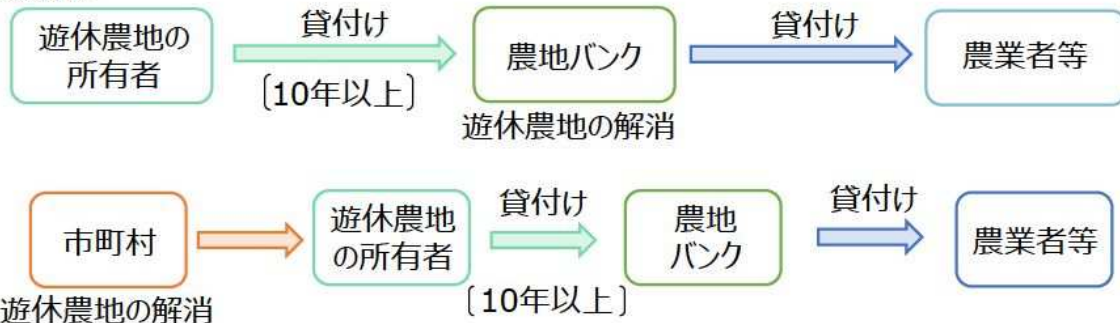
農地バンクや市町村が 遊休農地を解消します！

◆ 遊休農地解消対策事業

【事業の内容】

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【事業の実施要件等】

■ 対象となる遊休農地

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地



■ 留意事項

交付要件：農地バンクに**10年以上**農地を貸し付ける必要があります。
交付単価：10a当たり最大**43,000円**補助します。
補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

- ① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根 (※) ④ 耕起・整地
- ⑤ その他必要と認められる経費
- ※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

【実際の事業活用による解消事例】

